

賛否が分かれた議案

公…公明党
刷…刷新クラブ
新…新生クラブ

自…自民クラブ
創…岸和田創生
無…無所属クラブ

共…日本共産党
維…大阪維新の会
○…賛成 ×…反対

(議長は表決しません)

件 名 ・ 内 容	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	結 果
	議 員 名	反 甫	金 子	鳥 野	澤 田	南	井上 (博)	井 舎	友 永	前 田	桑 原	岩 崎	河 合	米 田	京 西	松 本	池 内	岡 林	雪 本	池 田	井上 (源)	鳥 居	稲 田	中 井	岸 田	宇 野	今 口	
	会 派 名	自	刷	自	共	公	無	新	公	維	公	公	創	公	刷	公	自	自	新	共	自	自	創	共	共	維	共	
議案第 105 号 岸和田市事務分掌条例の一部改正について		○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	議長	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	○	×	否 決
主 旨 市長公約と総合計画とのより一層の連携及び市の政策の実現を目的とした組織体制の強化を図るため、平成 31 年度からの市の組織体制を改編するものです。	【賛成討論】 ・ 単年度ごとに政策を判断する財政課と中長期の視点から行財政改革を行う行財政改革課が、また、組織編成を行う企画課と組織要員を編成する人事課が同じ部署となることは、非常に効率的、効果的である。																											
	【反対討論】 ・ 総合調整や重要施策の企画などの役割を市長公室に統合することはこれらの機能を小さくする。また、財務部で行財政改革を行うことは、市の財政のためだけになる恐れがある。																											

全会一致で可決した主な議案

議案番号	件名・内容	議案番号	件名・内容
議案第 100 号 議案第 101 号	専決処分の承認を求めるについて (平成 30 年度岸和田市一般会計補正予算) (平成 30 年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算) 平成 30 年台風 21 号により被害を受けた公共施設や岸和田競輪場を復旧するための費用です。	議案第 108 号	岸和田市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例の一部改正について 阪南港阪南 2 区内の都市機能用地(岸貝クリーンセンター隣地)を産業集積拠点とするためのものです。
議案第 102 号	岸和田市立女性センター条例の全部改正について 女性センターが老朽化したため、機能を旧サン・アビリティーズ(加守町 4 丁目)に移転し、名称を岸和田市立男女共同参画センターに改めるものです。	議案第 109 号	岸和田市営自転車等駐輪場条例及び岸和田市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について 放置自転車などを抑制し、また、その管理費用などを確保するため、放置自転車などを利用者に取り渡す際の徴収額を見直すものです。
議案第 103 号	岸和田市牛滝温泉やすらぎ荘条例の廃止について 現指定管理者との指定管理期間の満了に伴い、行財政改革の一環として施設を民営化するためのものです。	議案第 110 号	岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部改正について 岸和田市立大宮青少年会館が老朽化したため、機能を旧サン・アビリティーズに移転し、名称を岸和田市立大宮地区公民館に改めるものです。
議案第 104 号	監査委員条例の一部改正について 地方自治法の一部改正により、監査委員の選任の義務付けが緩和されたことから、議員のうちから監査委員を選任しないこととし、関係する規定を整備するものです。	議案第 111 号	岸和田市民体育館条例の一部改正について 平成 30 年台風 21 号により春木体育館が損害を受けたため、廃止するものです。
議案第 106 号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 上下水道事業のより一層の適正、合理的な運営のため、上下水道事業の運営に関する重要な事項について調査、審議などを行う岸和田市上下水道事業運営審議会を設置するものです。	議案第 112 号	平成 30 年度岸和田市一般会計補正予算
		議案第 115 号 議案第 116 号 議案第 117 号	指定管理者の指定について 31 年度からの指定管理者を指定するものです。 ・浜老人集会所…浜校区老人クラブ連合会 ・五風荘…株式会社岸和田グランドホール ・まちづくりの館…本町のまちづくりを考える会

可決した意見書・決議

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書 要旨

北朝鮮が日本人の拉致を認め、5 名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ政府認定の 12 名をはじめとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままである。

これまで、北朝鮮は極めて不誠実な態度をとり続けており、日朝実務者協議での合意事項も一方的な通報により実施されていない。また、国際社会からの再三の警告にもかかわらず、弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返している。

米朝首脳会談では拉致問題が提起されたが、拉致事件の発生から既に 40 年以上が経過しており、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって国会及び政府は、「日朝平壤宣言」の精神に立って、拉致問題をはじめ、核問題などの包括的解決を図るという立場を堅持し、六カ国協議の再開など、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話も進めるなど、全力で取り組むよう強く求める。

監査委員条例の一部改正
に対する附帯決議

監査制度においては、充実強化を図るべく地方自治法の一部改正が行われ、その重要性はますます高まるところである。

当該改正の趣旨を踏まえ、監査委員の選任においては、専門性を担保するよう努められたい。